

江津市中小企業等エネルギーコスト削減対策支援事業 申請の手引き

補助金を申請される前に必ずご一読ください。

目次

1. 事業の目的 P1
2. 補助対象事業者 P1
3. 補助金の概要 P1
4. 募集・選定について P2
5. 申請 手続き P2 ~5
6. 対象設備・機器 P6
7. 補助対象外経費 P6 ~7
8. その他留意事項 P8
9. 申し込み受付場所 P8
10. お問い合わせ先 P8
- ★よくある質問 P9 ~12

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響下における、原油価格及び物価高騰への対応として、市内中小企業者が省エネルギー化を図るため、必要な生産設備等を導入する経費の一部に対して、市が支援することを目的とする。

2. 補助対象事業者

次の条件をすべて満たす中小企業者

- (1) 市税に滞納がない事業者
- (2) 市内に事業所等を有している法人又は個人事業者
- (3) 製造業、飲食、卸・小売、宿泊、建設、医療・福祉、サービス業等を営む事業者

※倉庫のみ市内にある等、事業実態が市外にある場合は対象外

3. 補助金の概要

(1) 対象事業

補助対象事業者が電力・ガス等の価格高騰対策として、エネルギーコストの削減を図るために必要な設備機器の更新を行う事業。

※市内にある事業所の設備機器のみ対象

※本社や事業所等が市内にあっても、市外の事業所等の設備を更新する場合は対象外

(2) 対象経費

対象経費 エネルギーコスト（光熱費等）削減のための、江津市内事業所の設備機器等の更新費 ※ただし、専ら事業に使用するものに限る

補助率 機器更新に係る経費の1/2以内

補助額上限 （千円未満切捨て）

製造業：40万円

飲食サービス業等：20万円

4. 募集・選定について

(1) 募集期間

令和5年12月28日(木)まで

(2) 選定

募集期間内に申請のあった事業について、必要書類がすべて揃い、市の審査に合格した事業者から随時交付決定します。

(3) 申請単位

申請は、事業者単位とします。

(4) 交付決定回数

1事業者による交付決定回数は1回限りとします。

(5) 申請書提出方法

申請書類の提出は、持参・郵送にて提出をお願いします。

受付場所は2カ所あります。「9. 申し込み受付場所」P8参照

※持参される場合は、事前に電話にて予約をお願いします。

5. 申請 手続き

(1) 申請の流れ

交付申請

令和5年12月28日(木) 〆切

審査・交付決定

申請内容を審査し、エネルギーコストの削減が確認できた場合は交付決定を行います。

補助事業の実施

申請された補助事業を実施してください。

実績報告

事業完了後、申請窓口の実績報告を提出してください。

補助金額の確定

実績報告の内容を確認後、内容が適切であると判断した場合、お支払いする補助金額を確定します。

交付請求

確定した補助金を申請窓口で請求してください。

補助金のお支払い

・請求後1か月程度で、江津市へ登録済みの口座へお支払いします。

(申請状況によりますので確約ではありません)

・江津市に登録できる金融機関口座は、原則1口座です。

※江津市に金融機関口座を登録していない事業者は交付申請時に口座をご登録ください。

※振込日を個別にご連絡はしません。通帳記帳等によりご確認ください。

注意！！

※補助金交付決定後に納品、工事完了としてください。

※交付決定前に納品、工事完了されますと、補助対象外となりますので、ご注意ください。

(2) 申請書類

下記の書類を提出してください。

	提出書類	備考
1	補助金等交付申請書 (様式第1号)	法人は本社が申請してください。 個人は住民票記載の住所で申請してください。
2	事業計画書 (様式第2号)	
3	更新設備機器の見積書	1社のみ提出
4	直近2期分の決算書の写し	
5	更新する設備機器のカタログ等	写しでも可
6	「エネルギーコスト削減比較表」 (様式第3号) ※対象設備の光熱費・燃料年間削減額の根拠資料	メーカー、販売店、施工業者等が作成してください。申請設備が複数種類ある場合は、種類ごとにご提出ください。
7	既存の設備機器の状況写真	2アングル以上で撮影してください。

8	市税に滞納がないことがわかる証明書（完納証明書）	江津市役所 税務課、桜江支所で取得してください。※申請日から起算して1ヵ月以内のもの
9	履歴事項全部証明書の写し（法人のみ）	申請日から起算して3ヵ月以内のものを法務局で取得してご提出ください。
10	確定申告書等の事業を営んでいることがわかる書類、及び運転免許証等の本人確認書類の写し（個人事業者のみ）	確定申告書は直近のものをご提出ください。ただし、開業後1年未満であり、確定申告書が提出できない場合は、開業届をご提出ください。
11	その他市長が必要と認める書類	必要な場合は別途ご連絡いたします。

※書類提出後、申請内容の審査を行う上で、内容について職員が聞き取りをさせていただきます場合があります。

（3）対象事業完了期限

令和6年2月28日（水）

期限内に事業を終了し、実績報告書をご提出ください。

※対象事業完了期限内に支払いまですべて完了する必要があります。

（4）交付決定

提出していただいた書類をもとに市で内容の審査を行い、申請内容のとおり補助事業を実施した場合にお支払いする金額を決定し、「交付決定通知」によりお知らせします。

（5）補助事業の変更

補助金交付決定後に、事業内容や額、実施期間、経費等を変更する場合は事前の承認が必要です。必ず事前にご相談ください。必要な書類や手続きをご案内します。変更申請をせずに申請内容を変更し、事業実施した場合は補助対象にならない場合がありますので、ご注意ください。

（6）補助事業の実施

交付決定通知が届きましたら、事業を実施してください。

※補助事業の実施調査の関係で、市の職員が現地確認に伺うこともあります。

現地調査を拒否される場合は、補助金の交付はできません。

(7) 実績報告

事業が完了したときは、その日から1か月以内または令和6年2月28日(水)までのいずれか早い日までに申請の窓口へ実績報告をしてください。

※実績報告とは、交付申請の内容のとおり補助事業を実施したことを指定の様式で報告することです。

なお、補助事業の完了とは補助事業に関する発注、納品、施工、支払い等がすべて完了することであり、本補助金においては令和6年2月28日までに完了をする必要があります。

実績報告に必要な書類は次のとおりです。

1	実績報告書(様式第5号)	
2	更新した設備機器状態写真	設置機器の写真 設置場所がわかる写真
3	補助対象経費に係る請求明細の分かるもの	写しでも可。請求内訳がわかる明細を必ず提出してください。
4	領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの	通帳の写し(口座名義人、支払金額、支払先、支払日を確認します)、領収書等
5	事業用車両を証明する書類	「事業に使用する許認可等の書類」「車検証」の写しなど「6. 対象設備・機器」P6記載の車両該当者のみ提出。

(8) 補助金額の確定・請求

提出された実績報告の内容を確認し、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合は、補助金額を確定し、確定通知書により通知します。通知が届いたら、下記の書類を申請窓口へご提出ください。

1	補助金等交付請求書(様式第7号)	
2	確定通知書の写し	通知書は江津市から送付されます。

(9) 補助金のお支払い

江津市に登録されている口座に補助金を振込みます。

口座を登録していない場合は事前に登録をしてください。

6. 対象設備・機器

既存設備機器に比べ高効率で、エネルギーコスト（電気代、ガス代、重油代、軽油代、灯油代など）を削減できる設備機器

- ・直接製造に関わるもの：工作機械、業務用冷蔵庫、など
 - ・ユーティリティ設備：ボイラー、コンプレッサー、排熱装置など、製造現場の運用に必要な電気、水、圧縮空気、燃料、窒素等を供給し、又は循環する設備。
 - ・事業所の環境改善になるもの：LED 照明機器、空調設備、事業用車両（専用車に限る）など
 - ・EMS（エネルギーマネジメントシステム）など
- ※その他、エネルギーコスト削減のための設備機器

- 事業用車両等は補助の対象になるか事前に確認し、実績報告時に「事業に使用する許認可等の書類」や「車検証」の写しなどの根拠資料を提出してください。
- ・黒、緑ナンバーの車両は、車検証に事業用と記載している部分の写しを提出してください。
 - ・運転代行用車両は、随伴用自動車である旨（認定番号等）の表示がされている車両の写真を提出してください。
 - ・法人で登録されている社用車（私事に用いない車）は車検証の登録者の表示がされている部分の写しを提出してください。

7. 補助対象外経費

1	補助事業の目的に合致しないもの
2	証拠書類が整わないもの
3	通常の事業活動に係る経費
4	自社内部の取引によるもの
5	補助対象期間を過ぎて支出した経費
6	交付決定前に購入、支払（前払い含む）を実施したもの
7	販売や有償レンタルを目的とした製品・商品等の生産・調達に係る経費
8	補助対象経費と他の経費との明確な区分ができないもの
9	汎用性があり、目的外使用になり得るもの

	例：パソコン、プリンター、社用登録のマイカー等
1 0	自宅兼事務所で、自宅部分に設置するもの、または自宅でも使用するもの。 ※自宅部分と事務所部分が明確に区分できない場合も対象としません。
1 1	消耗品（ただし、対象設備の初期作動用に必要なものを除く）
1 2	中古品
1 3	リース・レンタルに係る経費
1 4	個人やオークション（インターネットオークションを含む）による購入
1 5	補助対象経費の支払いに要する振込手数料、代引き手数料、インターネット バンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料 等 ※支払先が振込手数料を負担した場合は、当該金額分の値引きがあったもの とみなし、値引き後の金額を補助対象とする。
1 6	収入印紙、収入証紙
1 7	消費税および地方消費税相当分
1 8	借入金等の支払利息および遅延損害金
1 9	商品券・金券・クーポン・ポイント等、小切手・手形（自社振出・他社振出 の別は不問）による支払い、相殺による決済での支払い
2 0	各種キャンセルに係る取引手数料
2 1	リサイクル料
2 2	補助金申請書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
2 3	国・県・市の他の補助金等の対象となっている経費
2 4	公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
2 5	その他、市が適当ではないと判断した経費

8. その他留意事項

(1) 不正行為に対する処分について

次に該当した場合は、補助金の交付決定の一部または全部を取り消す場合があります。

- ・法令、交付要綱、または法令・交付要綱に基づく市長の処分や指示に従わない場合。
- ・偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合。

(2) 対象設備の処分について

補助金で導入した設備は、減価償却期間中に手放すことは出来ません。

(3) 状況報告

補助事業者は、市長から補助事業により取得した設備機器の稼働状況について、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければなりません。

9. 申し込み受付場所

江津商工会議所

〒695-0016 江津市嘉久志町 2306-4
電話 0855-52-2268 / FAX 0855-52-1369

桜江町商工会

〒699-4226 江津市桜江町川戸 11-1
電話 0855-92-1331 / FAX 0855-92-1338

10. お問い合わせ先

江津市商工観光課 商工振興係 省工ネ補助金担当

〒695-8501 江津市江津町 1016-4
電話 0855-52-7494 / FAX 0855-52-1365

★よくある質問

No	質 問	回 答
1	断熱材や断熱塗料なども対象になりますか。	対象になりません。
2	減価償却資産の耐用年数はどのようにして調べられますか。	財務省令の別表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm
3	すでに発注したものは対象となりますか。	納品される前の申請なら対象となります。工事、委託の場合は、業務完了前の申請なら対象となります。ただし、更新前の既存の設備が確認できる場合に限りです。
4	LED照明に交換する場合、LED電球に交換するだけでも対象ですか。	電球や蛍光灯等の光源は消耗品であり、光源のみの交換は補助対象となりません。工事の一部に電球の交換が含まれている場合は、補助対象とします。
5	LED照明に交換する場合、旧の照明器具を使用したバイパス工事（電源直結工事）は対象となりますか。	旧器具の老朽化に伴う落下危険性や資産計上が困難なケースもあり、補助対象となりません。照明の交換の場合、照明器具とランプを同時に交換する必要があります。
6	補助金の交付決定は先着順ですか。	先着順です。必要書類が全て出揃い、市の審査に合格した事業者から随時決定します。
7	申請書類の提出は郵送でも良いですか。	日時を予約して持参、又は郵送をお願いします。実績報告は〆切日必着ですので郵送の時は注意してください。
8	食洗器は対象ですか。	事業専用であれば対象です。

9	江津市外に本社がある事業所は申請できますか。	江津市内に事業所があれば対象とします。ただし、事業実態があることが必要です。また、更新する機器は市内事業所に設置しているものに限りです。
1 0	中古品への交換を補助の対象としないのはなぜですか。	中古品の場合、これまでの使用履歴等から省エネ効果の性能値を客観的に検証することが困難であることから補助対象外とします。
1 1	リース・レンタルを対象としますか。	対象としません。
1 2	自宅兼事業所の場合は対象となりますか。	居住スペースと事業所が壁等により明確に区分でき、事業所に設置するもので、専ら事業用であるものについては対象とします。客観的に証明できない場合は対象外となります。
1 3	市内に事業所が複数あるのですが、それぞれ申請できますか。	できません。申請は事業者単位で行い、申請回数は1回のみとなります。
1 4	市内に事業所が複数あるのですが、エネルギーコストの計算は事業所別ですか。	事業所別ではありません。申請する事業所すべての合算数値で判断します。
1 5	既存機器の撤去費および処分費は補助の対象となりますか。	機器の取付け・撤去工事費・処分費用については、補助目的を達成するために必要不可欠な場合は補助の対象とします。
1 6	不要な機器の撤去によるエネルギーコスト削減分も事業効果として良いですか。	不要な機器の撤去のみは補助対象外です。ただし、複数機器を1つの機器に更新するなど省エネ効果が確認できる場合は対象となります。

17	新しく創業予定ですが申請できますか。	現に事業を営んでいない（営業していない）場合は対象外です。
18	既存の冷蔵庫が手狭になってきたので大きいものに更新したいが対象となりますか。	更新によるエネルギーコスト削減効果が確認できれば対象となります。
19	施設の新設の場合、この補助を活用することはできますか。	施設の新設、建替、移転は対象外です。本補助事業は既存施設における設備更新を対象としています。
20	所有するビルやアパート・マンション内の機器の更新は対象になりますか。	住居は対象外です。事業の用に供されている場合は対象となります。 1棟の中に住居と事業所が混在している場合は、共用部分は対象外とし、事業所として使用するテナント内の設備については対象とします。 ※事業用のテナントについては、更新する設備機器の所有権を持つ方が申請してください。
21	医療法人や社会福祉法人は対象となりますか。	従業員数100人以下であれば中小企業者として対象となります。
22	個人事業主です。開業して日が浅いため確定申告書が提出できない場合はどうしたらいいですか。	開業届を提出してください。
23	今年起業しましたが対象になりますか。	既に営業を開始して1か月以上経過しており、エネルギーコストを把握したうえで年間の推計によりコストの比較が可能であれば対象となります。

24	本社は市内ですが、市外の店舗のエアコンを更新することはできますか。	できません。市外の店舗の更新は補助対象としていません。
25	江津市外に住んでおり、江津市の完納証明書が発行されませんが、どうしたら良いですか。	江津市に納税義務のない事業者さんについては、同意書の提出をもって、関係部署に個別に照会をかけますので、提出は不要です。
26	太陽光パネルは対象となりますか。	発電に関する設備はすべて対象外となります。
27	ビルのオーナーですが、空きテナントの設備更新についても対象ですか。	空きテナントに関しては、常時使用されていないことから、現状でエネルギーコスト削減が見込めないと判断し、対象としません。